

デイサービスセンター 花菜

重要事項説明書

〈令和 7年 4月 1日現在〉

1. 事業の概要

(1) 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 和楽会
代表者職種・氏名	理事長 菊地 三弥
法人所在地	京都府相楽郡和束町大字釜塚小字縄手25番地
電話番号	0774-78-0165
事業内容	<和束町> 介護老人福祉施設 通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援事業所 <長岡京市> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 通所介護 保育所

(2) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービスセンター 花菜
所在地	京都府長岡京市友岡1丁目2番3号
電話／FAX番号	電話 (075) 959-0150 花菜直通 080-5894-4275 FAX (075) 959-0168
介護保険指定番号	通所介護 利用定員33名(京都府 2673000556) 介護予防通所介護相当サービス(日常生活支援総合事業)
通常の実施地域	長岡京市、向日市および大山崎町
開設年月日	平成27年 9月 1日
管理者	佐伯 真彦

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談に応じます。

(3) 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	計
管理者兼生活相談員	1 名		1 名
生活相談員兼介護職員	1 名		1 名
看護職員 兼 機能訓練指導員	1 名	4 名	5 名
介護職員	3 名	1 0 名	1 3 名
運転手・介護補助員		1 2 名	1 2 名

*管理者は生活相談員と兼務。

*看護職員は併設する特養の看護職員が機能訓練指導員と併せて兼務。

*介護職員のうち1名（常勤）は生活相談員と兼務。

(4) サービスの提供時間帯

営業日	平日・土曜日（祝日を含む）
営業時間	8：45～17：00

※ 営業しない日： 日曜日・12月30日～1月3日

サービス提供日	平日・土曜日（祝日を含む）
サービス提供時間	9：30～16：30 （送迎時間は含みません）

(5) サービス内容

- ① 送迎 : 送迎の必要な利用者に、専用車にてご自宅まで送迎を行います。
- ② 健康チェック : 血圧・体温・脈拍等 健康状態のチェックを行います。
- ③ 機能訓練 : 日常生活動作など、個別および集団の機能回復訓練を行います。
- ④ 昼食・おやつ : 味付け・大きさ・固さ等、状態・食べやすさを考慮し提供します。
- ⑤ 入浴 : 介護職員により、介助または見守りを実施して入浴を提供します。
- ⑥ 排泄 : 心身の状況に応じて適切な排泄介助をおこなうとともに、排泄の自立についても適切な援助をおこないます。
- ⑦ 生活指導 : 生活面での指導及び援助をおこないます。
- ⑧ 相談及び援助 : 利用者とその家族からのご相談に応じます。
- ⑨ その他 : 季節行事や各種ゲーム・スポーツ・文化活動を行います。

2. 利用料金

(1) 利用料

通所介護サービスを提供した場合の法定代理受領分以外の利用料の額については、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とする。

通所介護サービスを提供した場合の法定代理受領分については介護報酬告知上の額の1割（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割または3割）を徴収する。

2. 上記以外のサービスの提供以外に食事代として600円、おやつ代として70円を徴収する。

おむつ代は、その実費を徴収する。

3. 交通費は通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用は次の額を徴収する。

- ・実施地域を越えた所から片道3km未満は無料。
- ・実施地域を越えた所から片道3km以上、以後0.5km増すごとに500円を加算する。

4. 通所介護サービスを提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対しサービスの内容及び、費用について説明を行い、文書及び口頭にて同意を得る。

5. 日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を徴収する。

6. レクリエーション等特別に費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

7. その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議上、減額・免除を含めて対処する。

8. 利用者は、事業者に対して、サービス提供の当日朝9時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

9. 利用者がサービス実施日の朝9時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方式により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は他の料金の支払いと合わせて請求する。

10. ただし、熱発等の病気や事故等によるやむを得ない事情のある場合は上記(9)の規定に関わらずキャンセル料は不要とする。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先 電話 075-959-0150）

利用当日の朝9時までにご連絡いただいた場合	無 料
利用当日の朝9時までにご連絡がなく、利用の中止の意思表示が無いままキャンセルされた場合。 ただし、熱発等の病気や事故等によるやむを得ない事情のある場合はこの限りではございません。	当該料金の100%

(3) その他

料金のお支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、窓口支払い・振り込み・口座振替の3通りの中からご契約の際に選べます。

<振込先口座>

京都中央信用金庫	長岡支店
普通	0 9 8 3 0 5 9
口座名義	社会福祉法人 和楽会 理事長 菊地 三弥

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。後日、面談（無料）させていただきます。

(2) サービス（契約）の終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護・要支援認定区分が要介護と認定されなかった場合（要支援、日常生活支援総合事業の対象者、

非該当（自立））

※この場合、全額自己負担にて契約を継続することができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または、利用者の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼしたり、またそのおそれがあり事業者の申し入れにもかかわらず、改善の見込みがなく、かつ利用者に対する通常の医療・介護方法では防止できないと事業者が判断した場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

4. 当事業所のサービスの特徴など

（1）運営の方針

事業者の職員は利用者の心身の特性をふまえて、全体的な日常動作の維持を図るとともに生活の質の確保・向上を重視した日常生活が継続できるように支援します。

（2）職員研修

職員の資質向上を目的とし、年間12回の積極的な研修の機会を設けています。

5. 事故時の対応について

（1）サービス提供中の事故の場合

- ① サービス提供中の利用者の事故・急変時には、主治医に連絡し指示を仰ぎます。
- ② 主治医と連絡が取れなかった場合、協力病院である千春会病院、もしくは他の病院に搬送し処置を行います。
- ③ 家族・ケアマネージャーに連絡し、必要に応じて保険者に報告します。
- ④ 咬傷・切創、血液等曝露・針刺し事故が発生した場合、利用者の体液を介する感染症に関する情報（B型肝炎、C型肝炎、HIV抗体）を収集します（6か月以内の検査結果は有効とします）。どれかひとつでも不明のものがあれば、一部または全ての項目の確認目的に、採血を行わせていただくことがあります。

(2) 送迎中の事故の場合

- ① 人身事故を起こした場合、119番通報し救急車を手配し、110番通報します。
- ② 送迎中の事故の場合、事故以降の利用者の送迎を円滑に進めるため、代車の手配をします。
- ③ 事業所の管理者に報告し、必要に応じて保険者に報告します。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、ご本人及びご家族との事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

主治医		主治医氏名 (医療機関)	
		連絡先	
ご家族	①	氏 名	
		住 所	
		電話番号	
	②	氏 名	
		住 所	
		電話番号	

7. 非常災害時の対策

非常時の対応 別途定める消防計画に基づき対応を行います。

避難訓練 別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。

防火設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	あり	防火扉	あり
	避難階段	あり	スプリンクラー	あり
	自動火災報知機	あり	屋内消火栓・消火器	あり
	誘導灯	あり		

風水害対策においても消防計画にのっとり、周知及び訓練実施

消防計画等 乙訓消防組合消防長への届出日 令和3年9月15日
防火管理者 澤田 英昌

8. サービス内容に関する相談・苦情

当事業所利用者相談・苦情担当

苦情受付担当者 管理者 佐伯 真彦

苦情解決責任者 高齢部施設長 四方 真美

電話 (075) 959-0150

(月～土曜日 午前9時～午後5時まで)

苦情処理のための措置の概要

- ・施設の受付に苦情に対応する窓口を設置します。苦情の受付は口頭で行いますが、施設の窓口には「皆様の声」箱を設置し、文書による苦情も受け付け、利用者の要望に応えられるよう対応します。また、法人に、第三者委員を設置し、苦情解決に向けて、必要に応じて助言等を得ます。
- ・当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができます。

行政機関その他苦情受付機関

長岡京市 高齢介護課	所在地 長岡京市開田1丁目1番1号 電話番号 075-955-2059 ・ FAX 075-951-5410 受付時間 8:30～17:00
向日市 高齢介護課	所在地 向日市寺戸町中野20番地 電話番号 075-931-1111 ・ FAX 075-922-6587 受付時間 8:30～17:00
大山崎町 健康課 高齢介護係	所在地 乙訓郡大山崎町円明寺小字夏目3 電話番号 075-956-2101 ・ FAX 075-957-4161 受付時間 8:30～17:00
京都府 乙訓保健所	所在地 向日市上植野町馬立8番地 電話番号 075-933-1152 ・ FAX 075-932-6910 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下ル銀屋町620 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9051 ・ FAX 075-354-9055 受付時間 9:00～17:00